【別表】審査請求等内容一覧

| 項番 | 諮問番号 | （あ）諮問 | （い）公開請求日 | （う）請求された公文書の件名 | （え）担当 | （お）決定 | （か）特定した公文書の件名 | （き）公開しないこととした部分及びその理由 | （く）審査請求日 | （け）審査請求人の主張の要旨 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （こ）実施機関の主張の要旨 |
| １ | 令和２年度諮問第21号 | 令和３年３月５日付け大環境事第1104号 | 令和２年12月11日 | JR大阪、阪急梅田・天王寺駅周辺に設置したまた予定している屋外喫煙設備に関して審査請求人との接触に際し作成・取得した文書(令和２年11月17日付け大環境事第879,880号で公開また部分公開された文書以降のもの) | 環境局事業部事業管理課 | 令和３年１月25日付け大環境事第979号　部分公開決定 | ①経緯報告書について（〇〇喫煙所）（供覧日：令和２年10月12日）②〇〇喫煙所緊急補修対応等について（令和２年９月29日～10月７日実施） | ・個人の氏名、肩書、印影・法人の印影・経緯報告書の「２,内容」の一部、「４,経緯」の一部及び「５,原因」・喫煙設備整備地削孔箇所等の写真大阪市情報公開条例第７条１号に該当（説明）　個人の氏名、肩書、印影については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。大阪市情報公開条例第７条第２号に該当（説明）　法人の印影については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法人の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。大阪市情報公開条例第７条第５号に該当（説明）　経緯報告書の「２,内容」の一部、「４,経緯」の一部及び「５,原因」については、本市の喫煙設備設置に関する情報であって、公にすることにより、本件事故の交渉及び路上喫煙対策事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。大阪市情報公開条例第７条第６号に該当（説明）喫煙設備整備地削孔箇所等の写真については、地下構造物内部及び養生等により一般に立ち入り禁止となっている屋外部分に関する情報であって、公にすることにより、犯罪を誘発・助長するおそれがあり、防犯上の観点から人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるため。　 | 令和３年２月４日 | 部分公開決定を取り消すとの裁決を求める。本件各文書記載の情報は、その全てが、条例第７条第３号に規定する非公開情報に該当し、そうでなくとも、本件情報のうち、審査請求人が示した部分に記載された情報は、本条例第７条第２号に規定する非公開情報に該当するため、公開されるべきではない。前者については、本件各文書記載の情報は、審査請求人が実施機関からの要請を受けて任意に提供した情報であり、また、その内容は今後紛争に発展する可能性を秘めた事案に関する情報であり、公にしないことが通例であり、一般的なものである。後者については、公開されようとしている情報の一部は、審査請求人の取引先企業の名称が記載されており、公にされると当該取引先が不当に奪われる可能性があり、また、その他の部分には、本喫煙所での事故についての情報が記載されており、それが公になると、事故原因の把握や、今後の関係者間の協議の妨げになる可能性があり、審査請求人の正当な利益が害されるおそれがある。 |
| 本件決定は条例に則った適正なものである。審査請求人の主張のうち前者については、実施機関の要請を受けて提供する際に「公にしないとの条件」が明示されていることが必要であるが、本件各文書は、本件事故の状況や考え得る原因、対応方法等について本市が把握する必要があったため、実施機関が審査請求人に対して、口頭及びメールで任意の提出を求め、審査請求人から提供を受けたものである。そして、その際、本件各文書記載の情報について、書面においても、また口頭においても、「公にしないとの条件」は提示されていない。審査請求人の主張のうち後者については、審査請求人の取引先名称は、当該工事の現場において、施工業者として看板にて公示されており、また、本件事故の場所も既公開情報から推測し得る情報である。また、事故の情報について公になることにより任意の協力が得られなくなるとの主張は、具体性を欠いた抽象的な主張に過ぎない。 |
| ２ | 令和２年度諮問第23号 | 令和３年３月17日付け大環境事第1157号 | 令和３年１月26日 | 環境局事業部事業管理課が審査請求人との接触に際し作成・取得した文書(令和３年１月25日付け大環境事第979号で部分公開された文書(請求日: 令和２年12月11日)以降のもの) | 環境局事業部事業管理課 | 令和３年２月９日付け大環境事第1004号　部分公開決定 | ③審査請求人との協議について（令和２年11月30日）④令和３年１月12日付け審査請求人からの情報開示に関する審査請求人意見書⑤令和３年１月15日付け審査請求人代理人からの意見書 | ・個人の氏名、肩書、印影、個人の休暇事由・法人の印影・審査請求人との協議についての●６、〇４、●７及び●９の一部・経緯報告書の「２,内容」の一部、「４,経緯」の一部及び「５,原因」・喫煙設備整備地削孔箇所等の写真大阪市情報公開条例第７条１号に該当（説明）　個人の氏名、肩書、印影、個人の休暇事由については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。大阪市情報公開条例第７条第２号に該当（説明）　法人の印影については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法人の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。大阪市情報公開条例第７条第５号に該当（説明）　審査請求人との協議についての●６、〇４、●７及び●９の一部並びに経緯報告書の「２,内容」の一部、「４,経緯」の一部及び「５,原因」については、本市の喫煙設備設置に関する情報であって、公にすることにより、本件事故の交渉及び路上喫煙対策事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。大阪市情報公開条例第７条第６号に該当（説明）喫煙設備整備地削孔箇所等の写真については、地下構造物内部及び養生等により一般に立ち入り禁止となっている屋外部分に関する情報であって、公にすることにより、犯罪を誘発・助長するおそれがあり、防犯上の観点から人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるため。 | 令和３年２月16日 | 部分公開決定を取り消すとの裁決を求める。（か）欄の文書④、⑤については、別紙として、項番１の（か）欄の文書①、②が添付されており、項番１の（け）欄と同様の理由で公開されるべきではない。（か）欄の文書③については、（か）欄の文書①、②とは別の文書ではあるが、（か）欄の文書①、②と同様、審査請求人の取引先企業の名称や本喫煙所での事故についての情報が記載されており、項番１の（け）欄と同様の理由で公開されるべきではない。 |
| それぞれ、項番１の（こ）欄と同様の主張を行っている。 |
| ３ | 令和３年度諮問第１号 | 令和３年４月８日付け大環境事第81号 | 令和３年２月15日 | 環境局事業部事業管理課が審査請求人との接触に際し作成・取得した文書(令和３年２月９日付け大環境事第1004号で部分公開の対象とされた公文書(請求日: 令和３年１月26日)以降のもの) | 環境局事業部事業管理課 | 令和３年３月１日付け大環境事第1086号　部分公開決定なお、令和３年４月８日付け大環境事第77号により一部取消し及び新たな部分公開決定がなされている。 | ⑥ご連絡（審査請求人代理人からのＦＡＸ　受信日：令和３年１月28日）⑦情報公開審査請求書（収受日：令和３年２月５日） | ・法人等の印影大阪市情報公開条例第７条第２号に該当（説明）　法人等（事業を営む個人）の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項（事業を営む個人の当該事業）に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法人等（個人）の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。 | 令和３年３月９日 | 部分公開決定を取り消すとの裁決を求める。（か）欄の文書⑦については、別紙として、項番１の（か）欄の文書①、②が添付されており、項番１の（け）欄と同様の理由で公開されるべきではない。（か）欄の文書⑥については、項番１の（か）欄の文書①、②とは別の文書ではあるが、（か）欄の文書①、②と同様、本喫煙所での事故についての情報が記載されており、項番１の（け）欄と同様の理由で公開されるべきではない。 |
| それぞれ、項番１の（こ）欄と同様の主張を行っている。 |
| ４ | 令和３年度諮問第８号 | 令和３年６月25日付け大環境事第295号 | 令和３年３月15日 | 環境局事業部事業管理課が審査請求人との接触に際し令和３年３月12日（金）から14日（日）までの間に作成・取得した文書 | 環境局事業部事業管理課 | 令和３年３月29日付け大環境事第1193号　部分公開決定 | ⑧2021年３月２日付「〇〇喫煙所整備工事の事故に伴う質問について」に対する回答（収受日：令和３年３月12日） | ・喫煙設備整備地削孔箇所が示された平面図、地下構造物の位置関係がわかる平面図及び喫煙設備整備地周辺施設の用途が特定される情報・個人の氏名大阪市情報公開条例第７条１号に該当（説明）　個人の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。大阪市情報公開条例第７条第６号に該当（説明）喫煙設備整備地削孔箇所が示された平面図、地下構造物の位置関係がわかる平面図及び喫煙設備整備地周辺施設の用途が特定される情報については、養生等により一般に立ち入り禁止となっている屋外部分、地下構造物及び建築物内部に関する情報であって、公にすることにより、犯罪を誘発・助長するおそれがあり、防犯上の観点から人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるため。 | 令和３年５月19日 | 部分公開決定を取り消すとの裁決を求める。本件文書記載の情報は、その全てが、本件条例第７条第３号に規定する非公開情報に該当し、仮に同号に該当しないとしても、本条例第７条第２号に規定する非公開情報に該当するため、公開されるべきではない。前者については、本件文書記載の情報は、審査請求人が実施機関からの要請を受けて任意に提供した情報であり、また、その内容は今後紛争に発展する可能性を秘めた事案に関する情報であり、公にしないことが通例であり、一般的なものである。後者については、本件文書には事案解明中の本件事故に関する情報が記載されており、それが公になると、事故原因の把握や、今後の関係者間の協議の妨げになる可能性がある。また、審査請求人が任意に提供した情報が公開されてしまうと、今後審査請求人が行政機関との取引を躊躇せざるを得なくなる。さらに、関連当事者が情報公開請求の対象となることをおそれて、審査請求人との取引を中止・拒否する可能性がある。以上から、審査請求人の正当な利益が害されるおそれがあるといえる。 |
| 本件決定は条例に則った適正なものである。審査請求人の主張のうち前者については、実施機関の要請を受けて提供する際に「公にしないとの条件」が明示されていることが必要であるが、本件文書は、本件事故の発生後、実施機関が審査請求人に対して、質問状によって任意の回答を求め、審査請求人からメールによる提供を受けた際、「このメール及び添付ファイルは、秘密情報を含む場合があるとともに、名宛人以外の受信者の利用を目的としていません。名宛人以外の方によるこのメール又は添付ファイルの開示、複製、再配布その他の一切の使用は固く禁止されています。」とメールの署名部分下部に記載されているが、本件条件は審査請求人が一方的に付しただけであり、実施機関は本件条件を了承していない。審査請求人の主張のうち後者については、処分庁の質問に対する審査請求人からの回答には、喫煙所整備における工事全体の作業計画や、事故当日の作業内容などといった事実に関する情報が記されているにすぎず、また添付資料の図面については、喫煙所の設置にかかる道路占用許可申請書の添付資料の一部であり、本市建設局に本件の喫煙所整備に関する道路占用許可申請書類の公開請求があった際には公開される情報でもあるため、非公開情報にはあたらない。 |